

保険・年金 フォーカス

米国 PBR(プリンシプル・ベースの 責任準備金評価)制度の動向 — ついに、2017 年からスタートか —

取締役 保険研究部 研究理事

年金総合リサーチセンター長 中村 亮一

TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

米国では、現在 PBR(プリンシプル・ベースの責任準備金評価: Principle Based Reserving)制度導入に向けて、各種の検討が行われている。PBR 制度が効力を発するためには、全米各州が、一定要件を満たす形で、標準責任準備金法等の改正を行う NAIC(全米保険監督官会議)のモデル法を採択する必要がある。

今回、各州の採択が進み、4月3日～4月6日にかけて開催されていた NAIC の春季会議において、改正法が効力を発するための数的要件が満たされた、ことが公表された。今後は、各州の採択内容が NAIC のモデル法と「実質的に同等」である、との要件の確認が行われていくことになる。これらの要件が満たされていることが確認されれば、2017 年から PBR 制度が導入されることになる。

このレポートでは、PBR 制度を巡る動向について、全米各州の改正法採択の状況、PBR 制度導入に向けた今後の動き及び PBR 制度導入による影響と今後の課題について報告する。

2—PBR 制度を巡るこれまでの経緯

1 | PBR 制度とは¹

PBR とは、その名が示すとおり、これまでのルール・ベースの責任準備金評価とは異なり、プリンシプル・ベースで責任準備金評価を行う方式である。具体的には、これまでの「算式や計算基礎率等の前提を含めて、法令等に詳細な内容を規定する方式」とは異なり、「法令等には、基本的には考え方等のプリンシプルのみを規定し、その原則に基づいて、各社の判断で、適切な責任準備金評価の詳細な内容を決定していく方式」である。

2 | 背景とこれまでの経緯

¹ PBR 制度の具体的な内容については、例えば、筆者による、基礎研レポート「[米国の責任準備金評価制度は IMF によってどう評価されたのか—米国に対する FSAP \[保険セクター\] の結果報告—](#)」(2015.5.11)を参照していただきたい。

(1) 背景

米国の責任準備金評価については、現在は、基本的にはルール・ベースの基準で規定されている。

CRVM (監督官式責任準備金評価方式: Commissioners' Reserve Valuation Method) と呼ばれる責任準備金評価方式が、その算式や基礎率等の前提を含めて、法令に規定されている。さらに、これらの細部については各種のガイドラインや実務基準等が作成される等、極めて充実したラインナップで規制されている。

これらのガイドラインや基準等については、これまで保険商品の多様化・複雑化に対応して、新たな規制の設定や既存の規制の改定が適宜行われてきた。ただし、近年はこれでは必ずしも十分に対応しきれないケースが発生していた。

(2) NAIC の標準責任準備金法の改正等

こうした背景を踏まえて、従来のルール・ベースでの逐次対応に限界があることが否定できない状況になり、NAIC によって、プリンシプル・ベースの考え方の導入が、まずはリスク管理から、その後責任準備金評価へと段階的に進められてきた。

こうした経緯を経て、一般商品に対しては、NAIC ベースで、以下の決定がなされていた。

- ①2009 年に**標準責任準備金法 (Standard Valuation Law)** 改正が採択され、**PBR(プリンシプル・ベースの責任準備金評価: Principle Based Reserving)** が採用された。
- ②2012 年には PBR に関する細部を規定した**責任準備金評価マニュアル (Valuation Manual)** 及び**標準不没収価格法 (Standard Nonforfeiture Law)** 改正が採択された。

(3) PBR 制度導入の要件

この改正法が効力を発するためには、各州における法改正のプロセスが必要となる。

実際に「責任準備金評価マニュアル」の効力が発生するのは、標準責任準備金法第 11 条の規定により、「以下の要件が全て満たされた場合の最初の 7 月 1 日に続く暦年の 1 月 1 日」となる。

- ①責任準備金評価マニュアルが、少なくとも 42 のメンバーか、投票メンバーの 3/4 のいずれか大きい賛成票によって、NAIC によって採択される。
- ②2009 年改定の標準責任準備金法か、実質的に同等の用語や規定による法律が、2008 年ベースの元受保険料の 75%より大きい州で制定される。
- ③2009 年改定の標準責任準備金法か、実質的に同等の用語や規定による法律が、55 (米国 50 州、アメリカ領サモア、アメリカ領ヴァージン諸島、コロンビア特別区、グアム、プエルトリコ) のうち少なくとも 42 で制定される。

これを受けて、これまで、多くの州が法改正に向けて取り組んできている。

3—各州毎の PBR 改正法採択の状況

NAIC がその春季会議において公表した内容によれば、その時点において、全体保険料の 75.003% を占める 42 の管轄地域が改定後の標準責任準備金法等を採択した。これにより、上記の要件の①～

③のうちの数的要件が満たされることになった。今後、PBR 改正法が効力を発するためには、②と③に規定されている、各州の採択内容が NAIC のモデルと「**実質的に同等(substantially similar)**」との確認を行うことが必要になる。

1 | 各州毎の採択状況

主要州はほぼ採択が完了しているが、ニューヨーク州は採択の予定がない模様である。ニューヨーク州は、現行の枠組みによる PBR 制度に対して否定的なスタンスをとってきていることから、そうした考え方を反映したものとなっている。

採択のための要件を満たすためには、ニューヨーク州、カリフォルニア州、フロリダ州、テキサス州、ペンシルヴァニア州の上位5州の保険料シェアの合計が 35.25%となっているため、これらの 5 州のうち、少なくとも 3 州で採択されないと状況が厳しくなる。今回は、ニューヨーク州は反対していたが、他の4州のうちカリフォルニア州、フロリダ州、テキサス州の3州が採択(ペンシルヴァニア州は2016年中に採択予定)のため、数的要件が満たされることとなった。

(参考1) 各州毎の改正法の採択状況(2016年4月6日時点)

SVL "Jurisdiction" 管轄地域	2008年 保険料(百万ドル)	保険料 シェア(%)	SVL Adoption (採択)	
			採択州	保険料シェア
ALABAMA	12,732	1.27%		
ALASKA	1,599	0.16%		
AMERICAN SAMOA	4	0.00%		
ARIZONA	17,333	1.73%	1	1.73%
ARKANSAS	6,241	0.62%	1	0.62%
CALIFORNIA	68,041	6.79%	1	6.79%
COLORADO	16,928	1.69%	1	1.69%
CONNECTICUT	17,794	1.78%	1	1.78%
DELAWARE	5,775	0.58%	1	0.58%
DISTRICT OF COLUMBIA	7,289	0.73%		
FLORIDA	67,828	6.77%	1	6.77%
GEORGIA	25,700	2.57%	1	2.57%
GUAM	206	0.02%		
HAWAII	5,873	0.59%	1	0.59%
IDAHO	3,924	0.39%	1	0.39%
ILLINOIS	40,147	4.01%	1	4.01%
INDIANA	18,125	1.81%	1	1.81%
IOWA	10,094	1.01%	1	1.01%
KANSAS	8,744	0.87%	1	0.87%
KENTUCKY	10,959	1.09%	1	1.09%
LOUISIANA	13,126	1.31%	1	1.31%
MAINE	4,042	0.40%	1	0.40%
MARYLAND	18,879	1.88%	1	1.88%
MASSACHUSETTS	32,760	3.27%		
MICHIGAN	37,448	3.74%	1	3.74%
MINNESOTA	20,681	2.06%		
MISSISSIPPI	6,000	0.60%	1	0.60%
MISSOURI	20,030	2.00%	1	2.00%
MONTANA	2,197	0.22%	1	0.22%
NEBRASKA	5,861	0.59%	1	0.59%
NEVADA	6,936	0.69%	1	0.69%
NEW HAMPSHIRE	4,557	0.45%	1	0.45%
NEW JERSEY	39,668	3.96%	1	3.96%
NEW MEXICO	5,935	0.59%	1	0.59%
NEW YORK	92,167	9.20%		
NORTH CAROLINA	25,463	2.54%	1	2.54%
NORTH DAKOTA	2,299	0.23%	1	0.23%
OHIO	41,570	4.15%	1	4.15%
OKLAHOMA	8,701	0.87%	1	0.87%
OREGON	14,140	1.41%	1	1.41%
PENNSYLVANIA	62,331	6.22%		
PUERTO RICO	7,472	0.75%		
RHODE ISLAND	4,871	0.49%	1	0.49%
SOUTH CAROLINA	11,641	1.16%		
SOUTH DAKOTA	2,610	0.26%	1	0.26%
TENNESSEE	17,905	1.79%	1	1.79%
TEXAS	62,781	6.27%	1	6.27%
U.S. VIRGIN ISLANDS	231	0.02%		
UTAH	7,342	0.73%	1	0.73%
VERMONT	1,886	0.19%	1	0.19%
VIRGINIA	25,448	2.54%	1	2.54%
WASHINGTON	21,211	2.12%	1	2.12%
WEST VIRGINIA	4,963	0.50%	1	0.50%
WISCONSIN	22,013	2.20%	1	2.20%
WYOMING	1,302	0.13%		
Total	1,001,804	100.00%	42	75.003%

(※) NAICの資料に、筆者が一部修正及び翻訳を付け加えて作成

なお、NAIC の資料によれば、ペンシルヴァニア州以外にも、2016 年中に、アラバマ州、マサチューセッツ州、サウスカロライナ州が採択を予定しており、これら 4 州の保険料シェアの合計は 11.92%となっている。

2 | 各州毎の採択内容の差異と「実質的に同等」の判断基準

これから問題になってくるのは、各州の採択した法が「実質的に同等」といえるのかどうか、という点にある。

例えば、NAIC のモデル法では、PBR の適用は今後の新契約から、となっているが、ミシガン州は、遡及的に適用する、としている。さらには、いくつかの州は、法律を通すために、「小規模会社に対する適用免除 (Small Company Exemption)」の規定を加えている。

これについては、法的専門知識を有する監督官のグループが、各州の州法が「実質的に同等」かどうかを決定するための評価を行っている。この評価による勧告を受けて、NAIC の「PBR 実行 TF(タスク・フォース) (Principle-Based Reserving Implementation (EX) Task Force)」が検討を行い、本会議への勧告を行うことになる。

なお、「小規模会社に対する適用免除」規定に関しては、PBR 実行 TF が規制規準²を採択しており、これが今後のプロセスを経て、責任準備金評価マニュアルに含まれる形で改正される方向で進んでいる。この規定と整合的でない法律を採択している場合には、「実質的に同等」と見なされない可能性があることになる。

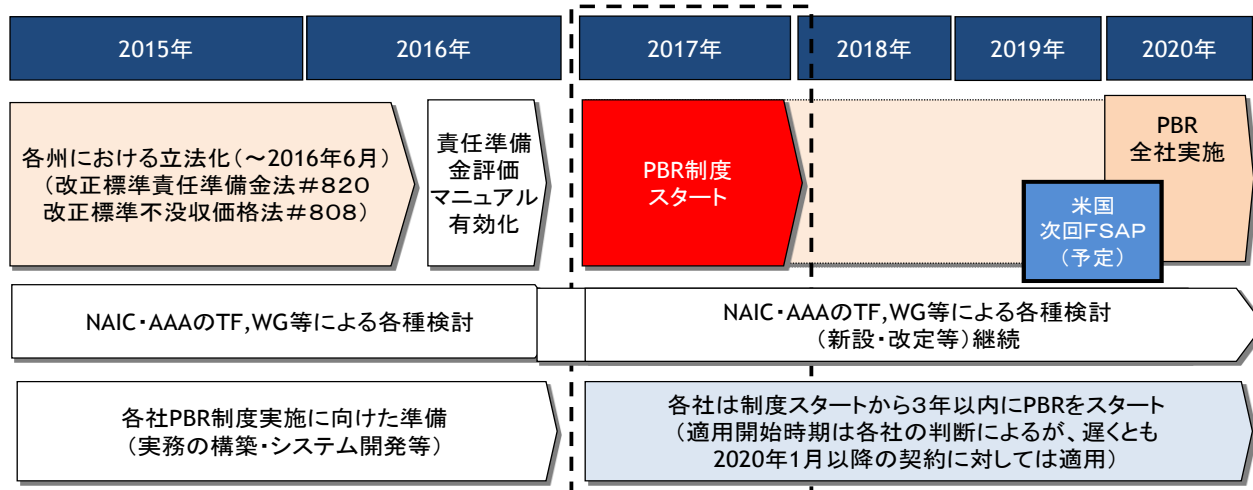
4—PBR 制度導入に向けた今後の動き

1 | 今後のスケジュール

もし「実質的に同等」という要件を含む全ての要件が 2016 年 7 月 1 日までに充足されていることが確認された場合には、2017 年 1 月から責任準備金評価マニュアルの効力が発生し、新たな PBR 制度がスタートすることになる。ただし、実際の各会社の適用には 3 年の移行期間³が認められており、その 3 年間のいつから適用してもよいことになる。

下記が今後のスケジュールのイメージである。

(参考 2) PBR制度実施に向けてのスケジュール (2017年制度スタートの場合) (イメージ)



² この規準によれば、2013 年のデータベースで、概ね 362 の保険会社、生命保険料収入で 4.6%に相当する会社が、適用免除の対象になると見積もられている。

³ 「3 年間の移行期間」の意味するところは、仮に「2017 年 1 月に PBR 制度が発効した場合で、3 年間の移行期間を選択」した場合には、「2020 年 1 月以降の契約から PBR 制度を適用する」ことが許容される、ということになる。

2 | NAICでの検討

NAICは、全体の調整役としてPBR実行TF(タスク・フォース)を設けるとともに、関係するTF等の下に各種のWG(ワーキング・グループ)等を設定して、実施に向けて必要な実務や技術的な面等での各種の課題(財務報告・財務分析のための書式やツールの改正、RBC(リスク・ベースド・キャピタル)への影響等)解決に取り組んできている。

NAICは、標準責任準備金法や責任準備金評価マニュアルに規定されたPBRの監督プロセスをテストし、評価するために、「PBRパイロット・プログラム」の実施を進めている。テストされる領域には、(PBR制度が有効になるまで、キャプティブに出再することを認めるための手段として考案された)責任準備金評価マニュアルVM20で規定された、定期保険や2次保証付ユニバーサル保険(ULSG)のPBR算出方法を含んでいる。

NAICが今般の春季会議の前に公表した資料によれば、PBRパイロット・プログラムには、12の保険会社が参加している。各会社は、2015年12月末におけるテスト対象の商品を決定する。新契約のみか、2015年以前の複数年のいずれかを選択することになるが、後者の選択が志向されている。州の保険監督官とNAICのLife Actuarial Task Forceが、責任準備金評価マニュアル等の変更の必要性の有無を決定するために、パイロット・プログラムの結果が参照される。2016年6月末等までに、NAICと州に提出された結果に基づいて、2016年12月に報告書が作成・公表される。このように、パイロット・プログラムによって得られる結果については、参加会社にフィードバックされるだけでなく、業界におけるベスト・プラクティスを構築していくために、業界の残りの会社とも共有されていくことが想定されている。

3 | その他の関係機関での検討

ACLI(米国生命保険協会)やAAA(米国アクチュアリー学会)も、PBRの導入について、「現行の算式による”one-size-fits-all”アプローチによる責任準備金に比べて、保険会社によって引き受けられるリスクをより正確に反映した適正なサイズ(right sizes)の責任準備金を算出することができる」として賛意を示している。これらの組織においても各種の検討が行われている等、着実に準備が進められている。

5—PBR制度導入による影響と今後の課題

今回の要件充足及びそれに伴うPBR制度の実施決定により、米国でのプリンシプル・ベースへの流れはより一層進んでいくことになる。ただし、PBR制度がうまくワークするためには、いくつかの課題がある。

1 | 「適正なサイズの責任準備金」の考え方には幅が存在

PBR制度の実施により、「適正なサイズの責任準備金(right-size reserves)」が確保されていくことが期待されている。このことは、現在の規制下では、過度に保守的と考えられている責任準備金の削減を促し、保守性が不足していると考えられている責任準備金の積増を促していくことになる。

ただし、どの程度の水準が「適正なサイズ」であるのかについては、明確な基準があるわけではなく、この

点については、今後も保険会社と規制当局との間での考え方の差異等が問題になってくることが想定される。

PBR では、保険会社が保険事故発生率や解約率等の前提について、変化する経済状況等も考慮しながら、自社の経験に基づいて設定することができる。その結果、各社の判断基準に一定程度の差異が発生することは避けられないことになる。従って、「適正なサイズ」には一定の範囲があり、これまでの実績や今後の経験を通じて、これらの許容範囲に対するコンセンサスが構築されていくことになる。

2 | キャプティブ活用の魅力の減退

現在、多くの保険会社が、過度に保守的と考えている責任準備金の余剰部分の資金調達を行うために、キャプティブを活用している。これについては、関連会社 (affiliative captive) であり、「影の保険会社 (Shadow Insurer)」と呼ばれている。

PBR の導入により、キャプティブ活用の魅力が減退することになることから、その動向が気になることである。ただし、1 | で述べたように、「適正なサイズ」の水準については、引き続き保険会社と監督当局の間の意見の相違も想定されるところであり、さらには、PBR に基づく場合にも、経済的な責任準備金に対して一定程度のマージンが上乘せされる形になるため、引き続きキャプティブ活用のニーズが存在し続けるものと想定される。

3 | 責任準備金積立額の軽減効果

今回の PBR 制度の導入による保険会社の責任準備金積立額への影響については、商品毎に異なっている。定期保険や、特にこれまで話題となっていた 2 次保証付ユニバーサル生命保険 (ULSG) においては、責任準備金積立額の大きな軽減効果があるものと想定されている。

会社毎にみた場合の影響も異なっている。2 次保証付ユニバーサル生命保険 (ULSG) 等の契約を有して、その積立負担を課題視してきた会社は、特に大会社を中心に、既にキャプティブを活用して負担軽減を図ってきていることから、制度導入によるメリットはあまりないものと考えられている。一方で、これまで規模面での制約等から、こうしたキャプティブ等を活用できなかった会社にとっては、有意な負担軽減が図られることになる。

4 | 新たな PBR 制度と既存制度との並存による負荷の増加

2017 年に PBR 制度がスタートしても、基本的には新契約からの適用となるため、既契約に対する既存のルール・ベースの制度と並存する形になる。さらには、新しい PBR 制度の下での責任準備金評価額は、基本的には、①現行のルール・ベースによる責任準備金である純保険料式責任準備金⁴、②決定論的責任準備金、③確率論的責任準備金、の3つの評価額の最大値、ということになるため、これら3つの数値算出等の複数管理が必要になる等、システムや事務の負荷も大きくなることが想定される。

5 | ニューヨーク州の採択動向とそれが保険会社に与える影響

先に述べたように、ニューヨーク州は今回の改正法を採択していない。今後 PBR 制度の実施が決定した

⁴ 一般の商品とは異なり、定期保険及び 2 次保証付ユニバーサル生命保険については、割引率は現行と同じロックインとなるが、死亡率や解約率についてはロックフリーとなり、毎期各社の経験等に基づいた設定が可能となるため、現行に比べて積立額の軽減が図られていくことになる。

場合に、ニューヨーク州がスタンスを変更するのかわからない⁵。仮に、ニューヨーク州がスタンスを変更しなかった場合には、ニューヨーク州では現行方式に基づいた報告が求められてくることになる。

ただし、現在、ニューヨーク州は既に多くの規制に関して特殊なケースを有している。ニューヨーク州で契約を引き受けている多くの保険会社は、既にニューヨーク州に子会社を設立して、事業を行っている。従って、今回の PBR 制度へのニューヨーク州の対応が、必ずしも大きな負担を生むことになるとは限らないかもしれない。

なお、ニューヨーク州以外の州が同様に改正法を採択しなかった場合には、同様の状況が発生することになる。

6—まとめ

以上のように、現時点ではとりあえず 2017 年から PBR 制度がスタートすることになるものと想定されているが、その実施に向けては、以前の基礎研レポート「米国の責任準備金評価制度は IMF によってどう評価されたのか—米国に対する FSAP〔保険セクター〕の結果報告—」(2015. 5.11)」で述べたように、保険会社・監督当局それぞれのサイドでの課題も多く残っている。

保険会社サイドでは、経営層を含めて、プリンシプル・ベースを推進する趣旨を十分に理解するとともに、アクチュアリー等の専門家が行動規範等に基づいて、プリンシプルの適用に関して適切な判断を行っていくことが求められることになる。

監督当局サイドにおいては、適正な運用に向けた監視が必要になってくるが、そのために各州の規制当局においては、アクチュアリーや会計士等の専門人材の増員や専門的知識やスキル・ノウハウの獲得等を通じて、人的資源を充実していくことが求められてくることになる。

以上に加えて、プリンシプル・ベースとはいっても、実際の責任準備金評価においてプリンシプルを適用する場合には、何らかの形でルールに準じたものが存在しないとうまく機能しないのではないかと考えられることから、今後も適宜必要なガイダンス等の作成が行われていくことになるものと考えられる。

いずれにしても、こうしたプロセスを経て、PBR 制度の考え方についての整合的な取扱いが段階的に構築されていくことになるものと思われる。

PBR 制度の考え方については、今後の日本における責任準備金制度のあり方を検討していく上においても、大変参考になることから、引き続き米国の PBR 制度を巡る動きについて注視していくこととしたい。

以 上

⁵ ニューヨーク州で PBR 制度の課題を指摘して、改正法の採択に反対していた Benjamin Lawsky 氏は、2015 年 6 月末で、ニューヨーク州金融局長官を退任している。